

第八期第3回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和2年1月15日（水）：午後2時～3時20分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階1902会議室
- 3 出席者 荻野委員、伊藤委員、中村委員、吉田委員、藤本委員、黒木委員、
椿委員、浅井委員、松原委員、吉岡委員、柴宮委員、屋澤委員、
近藤委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題

- (1) 開会
- (2) 新委員紹介
- (3) 会長の選任
- (4) 練馬区における移動制約者の現況について
- (5) 更新登録協議
 - ・特定非営利活動法人 介護支援事業所縁（ゆかり）
 - ・特定非営利活動法人 シニアふれあい練馬
- (6) 新規登録協議
 - ・社会福祉法人 埼玉福社会
- (7) その他
- (8) 次回の開催について

(1) 開会

副会長 定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまから第八期第3回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日は、年初めのお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

区の人事異動があったということで、今現在、会長が不在になっていますので、まず私が議事進行を務めさせていただきたいと思います。

では、委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 委員の出席状況について、ご報告いたします。委員数15名のところ、13名の委員に出席いただいておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

副会長 次に、配付資料の確認をしたいと思います。事務局からお願いします。

事務局 （資料確認）

(2) 新委員紹介

副会長 次第の2番、新委員の紹介に移りたいと思います。

練馬区職員の委員につきまして、人事異動があったと先ほど申しましたけれども、委員が交代になっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

委員（自己紹介）

委員（自己紹介）

副会長 ありがとうございます。以上で新委員の紹介を終了いたします。

（３）会長の選任

副会長 次に、３番、会長の選任になります。会長は、皆様の互選により決めることになっておりますが、いかがいたしましょうか。僭越ながら、私から希望を言いますと、従来どおり区の担当課長さんに会長さんになっていただくのがよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、会長に吉岡委員が選任されまし。これ以降の進行は会長をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長 それでは、改めまして、皆様どうぞよろしくお願いいたします。皆様のご協力がなければ、この協議会は発展していかないと思っておりますので、ぜひ闊達なご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行は私の方で務めさせていただきます。

（４）練馬区における移動制約者の現況について

会長 次第の４、練馬区における移動制約者の現況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは次第の４、練馬区における移動制約者の現況につきまして、資料２に基づいてご説明させていただきます。

運営協議会におきましては、区の移動制約者の現況を把握していただいた上で、練馬区地域においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うことが必要とされております。そのため、各種データをまとめて、協議のための基礎資料ということで、毎年６月以降に開催される運営協議会にご用意しているところです。

今年度につきましては、前回の運営協議会が５月開催であったため、データの取りまとめが間に合わず、今回の運営協議会でご提供させていただくこととなりましたので、ご了承いただければと存じます。

公共交通を利用することが困難な方々の状況やニーズがどのくらいあるかといった直接的なデータをお示しできれば理想的なのですが、把握することが難しいということで、関連すると思われる公共交通機関・高齢者・障害者・難病の方・人工透析の方の数などのデータをお示ししております。

また、一般タクシー、福祉有償運送の稼働状況、その他の外出支援事業の状況についてもデータをまとめております。

内容の個別の説明は、時間の関係で割愛させていただきますが、福祉有償運送の必要性

を議論する際の手持ち資料として、ご活用いただければと思います。

会長 ご質問やご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

では、また気がついたことがあれば、後ほどお尋ねいただければと思っております。

本日は、次第にありますとおり2団体の更新登録協議と1団体の新規登録協議をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(5) 更新登録協議

会長 次に、特定非営利活動法人介護支援事業所縁（ゆかり）の更新登録協議に入りたいと思います。

協議にあたり、まず事務局から更新登録に際しての変更点など、大まかな説明を行います。その後各団体の方に活動内容や補足の説明を行うような形で進めてまいります。

では、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、特定非営利活動法人介護支援事業所縁さんの更新登録協議資料について、説明いたします。

資料3の1ページ目、要件確認表をご覧ください。前回、平成29年2月の更新登録協議時点と比較して、ご説明させていただきます。前回の情報が右側、今回の申請内容が左側となっております。真ん中の「変更」に丸印のある項目が、変更があった項目という見方となっております。

まず、1番目「運送主体」につきましては、代表者に変更がございました。事務局につきましては、変更はございません。2番目「法令順守」ですが、宣誓書につきましては、代表者に変更がありました。3番目「旅客から収受する対価」、4番目「使用車両」については、変更はございません。5番目「運転者」ですけれども、前回は4名となっておりますが、今回は二種免許の方がなしで、普通免許の方が3名となっております。名簿につきましては、7ページ目にありますので、後ほどお目通しいただければと存じます。なお、各運転者につきましては、免許証、講習受講等の確認を事務局で行いました。6番目、「輸送の安全及び旅客の利便の確保」です。9ページ目をご覧ください。代表者の変更等に伴いまして、1（イ）整備管理責任者、（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統の代表者・整備管理の責任者・運行管理の責任者の代行者、について変更がございました。裏面の10ページ目をご覧ください。2事故処理連絡体制の事故対応の責任者・代表者、3苦情処理体制の苦情処理責任者・苦情処理担当者について変更がございました。

1ページ目の確認表にお戻りください。7番目、「運送対象」になります。会員数に変更がございました。（イ）身体障害者が6名、（ロ）要介護認定者が8名、（ハ）要支援認定者が0名、（ニ）その他の障害では知的障害者が8名、精神障害の方が4名となっております。登録会員数としては26名となりまして、前回よりも4名少なくなっております。

なお、運営協議会では、運送対象に（ハ）または（ニ）に該当する方がいる場合、「福祉有償運送の対象とすることの妥当性を確認するためのチェックシート」というものがあり、ご提示いただくこととしております。こちらにつきましては、12ページ目から23ページ目にある12件となりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、1ページ目の確認表に戻りまして、8「損害賠償措置」になります。こち

らについては、前回と変更はありません。保険証の写しにて、対人対物無制限の加入を確認しております。

最後になりますが、資料の31、32ページ目に「運送実績把握資料」ということで、団体の3か年の運送実績等のデータをお示ししております。協議にあたっての参考資料としてご参照いただければと存じます。

会長 事務局からの説明が終わりましたので、介護支援事業所縁さんから補足説明などがありましたら、よろしくお願いいいたします。

介護支援事業所縁 特に補足説明はありません。利用者は、ここ数年減少傾向ではあるのですけれども、利用者がある限りはこの事業を続けたいと思っております。

法人の説明になりますが、NPOの法律ができて、すぐに私どもの法人を設立いたしました。当初は老人の訪問介護、生活介護、支援ということで、老人の方に特に重きを置いていたのですが、障害者の方の事業にも一部進出いたしまして、子どものデイサービスを開設いたしました。また一昨年ですが、茨城県の方に共同生活援助の施設をつくりました。事業の割合としては、老人が4、障害者が4、先ほどの共同生活援助が2と、大体そのようなボリュームになっております。

この事業をやっている団体は、どちらもそうだと思うのですけれども、これ自体は損益を出してみますと大赤字を出してしまっていて、法人としては重たいのですけれども、先ほど申し上げましたように利用者さんがいるということ、あと老人、障害者の方の事業で幾ばくかの利益が出ていますので、そちらを充当するという形で運営してきております。以上です。

会長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

副会長 運転するドライバーの方が3名とあります。最近、高齢者の事故が多いですけれども、3名の方のご年齢はどのくらいなのでしょう。

介護支援事業所縁 みんな若くて、正確な年齢はわからないのですけれども、30代だと思えます。

先ほどドライバーを変更しましたというご説明があったのですが、二種免許をお持ちの方が、実は結構ご高齢の方で、昨今事故等ありますので、今回メンバーを若い年代に変えたという事情があります。

副会長 わかりました。ありがとうございます。

会長 他はよろしいですか。

(異議なし)

ないようであれば、更新登録に向けての協議は調ったものとしたしたいと思います。介護支援事業所縁さん、ありがとうございました。

介護支援事業所縁 よろしくお願いたします。

会長 続いて、5(2)特定非営利活動法人シニアふれあい練馬の更新登録の協議に入らせていただきます。

なお、シニアふれあい練馬に所属されております委員は、この件につきましては協議決定に関与できませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、5の(2)特定非営利活動法人シニアふれあい練馬の更新登録の協議に移らせていただきます。

資料につきましては、4の1ページ目の要件確認表をご覧ください。表の見方につきましては、先ほどと同様となります。

まず、1番目、「運送主体」につきましては、所在地および代表者の変更がございました。「事務所」につきましては、所在地が変更になっております。2番目、「法令順守」につきましては、宣誓書の代表者変更がございました。3番目、「旅客から収受する対価」につきましては、変更ありとなっております。4番目、「使用車両」につきましては、前回申請時の17台から、今回13台へ変更となっております。持込車両の普通車両が4台減っているという状況です。車両5台以上ですので、使用権原を運送主体が有している契約書、安全運転管理者証の写し等は、事前に事務局で確認させていただいております。5番目、「運転者」については、前回27名でしたが、16名減って計11名となっております。名簿は7ページ目にありますので、後ほどお目通しいただければと思います。各運転者につきましては、免許証、講習受講等の確認を事務局で行いました。6番目、「輸送の安全及び旅客の利便の確保」ですが、9ページ目、10ページ目に記載しておりますとおり、代表者の変更に伴いまして、全ての項目において変更がありました。

1ページ目の要件確認表に戻らせていただきます。7番目、「運送対象」です。会員数に変更がありまして、(イ)身体障害者が13名、(ロ)要介護認定者が40名、(ハ)要支援認定者が17名、(ニ)その他の障害の内、知的障害者3名、その他の障害は内部障害の方ですけれども、2名となっております。重複の方が9名おりますので、登録会員数としては66名となり、前回より28名少なくなっております。また、(ハ)もしくは(ニ)に該当する方が22名おりますけれども、こちらにつきましては12ページから33ページ目にありますとおり、全ての方について妥当性を確認するためのチェックシートを提出していただいております。なお、14ページ目、利用者番号7の方ですが、福祉有償運送を必要とする理由につきまして、理由のところに の記入が漏れておりました。この方については、(ハ)の要支援2の方ということで、要支援2に をつけていただければと思います。

また、1ページ目の要件確認表にお戻りください。8番目、「損害賠償措置」につきましては、変更はございません。保険証の写しにて、対人対物無制限の加入を確認しております。なお、今回料金の改定を予定されており、35ページ目から38ページ目にあります「運送の対価等比較表」は、改定後の料金が記載されております。

次の39ページの実績報告につきましては、改定前の、現在の料金で計算されたものになります。そこに違いがあるということで、本日、机上に料金表を配付させていただきました。詳細につきましては、そちらをご参照いただければと思います。

最後になりますが、41ページ目、42ページ目に、「運送実績把握資料」ということで、3か年の運送実績等のデータをお示ししております。参考資料としてご参照いただければと存じます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、補足説明等がありましたら、よろしく願いいたします。

シニアふれあい練馬 訂正が1つございまして、36ページをお願いします。36ページの真ん中部分、往復の場合を書いたところで、下のタクシー運賃・料金の運送の対価という

ところですが、「11,500円」となっておりますが、正しくは「11,150円」です。合計も「14,500円」から「11,450円」へ訂正いただきたいと思います。

会長 ほかに、補足はなしということによろしいですか。

シニアふれあい練馬 はい。

会長 では、皆様の方からご質問やご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

委員 今回、対価の変更も兼ねているというお話で、時間の刻みが細くなっているの
で、料金は全体的な値上げになるかと思うのですけれども、これを変更することとなった
経緯や理由を教えてください。

シニアふれあい練馬 セダン型でいきますと、改定前は、30分1,000円、1時間1,500円、
1時間半2,000円だったのですが、これは往復料金でして、なおかつガソリン代は自分持ち
になっています。対価が、報酬として低いかなと感じています。

通常1時間走ると、都内でも20キロから25キロ行ってしまいますよね。そうすると、ガ
ソリン代だけでも相当な金額になってしまいます。ですので、もう少し値上げしたいとい
うのが一つ。あと、消費税の値上げに対して対応してこなかったということもありました。
今回、計算する方も出す方もわかりやすい金額で500円単位にしまして、20分1,000円、40
分1,500円、1時間で2,000円という設定にしました。

ただし区外は、これまでどおり1時間2,500円、30分ごとに1,000円という基本を押さえ
た上で、分割して計算するようにしています。

福祉車両の場合、改定前は15分1,000円、30分2,000円、1時間2,500円でしたが、15分か
ら30分で1,000円から2,000円に上がり、利用者にとっては倍になるという感覚になり、こ
れを少し抑えたかったということで、20分1,500円、30分2,000円、40分2,500円、1時間
3,000円という形へ変更し、若干値上がりにはなりますけれども、金額が上がるのを少し
抑えた金額になっています。

委員 この協議が今回調ったと仮定して、いつ頃から切替るのですか。

シニアふれあい練馬 4月1日からにしたいと思っていますけれども、これで協議が調
えば、まず利用者さんに資料をお送りして、1か月程度は猶予をもって実施したいと考
えています。

ただし、25分になってしまった人をどうするかということに関しては、今までは30分
1,000円だったので、その辺は臨機応変に対応したい。お金に全然躊躇のない人もいま
すし、シビアな人もいるということで、現実に即した対応をしたいと思います。

会長 よろしいですか。

委員 少し気になるのは、ここに書いてある以上は、このとおりに料金を取っていただ
くということで、相手に応じて変えるとなると「いいですよ」と言いがたいところもあ
つて。

シニアふれあい練馬 タクシーみたいにメーターできっちり出るわけではないのです。

例えば、迎えに行き、歩くのが少し困難で、乗るまでに5分くらい時間がかかってし
まうのです。その時間をどう見るかというのがありまして、基本は、迎えに行ったので
すから、その時点から計算したいわけです。ところが、実際には5分くらいかかり、中には
15分かかる人もいます。どこから計算するのか、いつもその辺は微妙な関係になってしま
う。

委員 例えばやり方として、乗降介助に時間がかかるので、その部分を積算してしまう

と利用者の負担になる一方で、乗降介助を全部タダにしてしまうと、団体さんの負担になってしまって厳しいということであれば、乗降介助は乗降介助で料金設定をご検討いただきつつ、出発した段階で利用者からの料金収受を開始するとか。

お話はわかるのですけれども、こういった額で行いますよという協議を通してやる以上、言い値で変えますよと言われてしまうと「そうですか、それでいいですよ」とも言いがたい状況があります。

シニアふれあい練馬 基本的に、乗降介助に対しては、介助料を取らないということをやっています。手を貸す場合もありますし、手を貸さないで待っている場合もある。そうなるケースによって全然違いますので、一概に介助料金を取ります、取りませんという形にはなりにくいです。

運転手と利用者の関係になってしまいますので、これはとても難しい。

委員 ただ、相対でお金を変えるというのは、おやめいただきたい。ここで今日お話ししている意味が全くなくなってしまうので。

シニアふれあい練馬 基本は、時間どおりに行けば、その時間からカウントします。待ち時間ということでもカウントします。

委員 それでは、待機時間を別に設定するとか、そういった制度はご用意がありますので、どうしてもやりづらいケースが出てしまうということであれば、臨機応変にやりますというよりは、事前に事務局だとか、制度は運輸支局で扱っておりますので、事前にご相談いただいた上で検討していただくというのが宜しいかと思えます。

シニアふれあい練馬 わかりました。ただ、利用者にも不利にならないような形でやろうとは考えています。

委員 そうしたいというご意思はよくわかっておりますので、そこを全部無下にするつもりは全くないので、どういうやり方がいいのかご相談いただきながら、協議会でもいいやり方を、他のエリアのデータ等も参考にしながら、より公平に落とし込めるようなやり方を模索するべきであると思っています。こういったご発言も、より良い料金制度を考えるきっかけになったりしますので、やりづらいからやりますではなくて、まずはご相談いただきたいなど。

シニアふれあい練馬 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。原則をもってやっていただきたいと思えます。他に何かあれば。

委員 使用車両が、持込11両で、運転者は持込が11名と一緒にいるのですけれども、これは1人が1台持ち込んでいるということですか。

シニアふれあい練馬 そういうことです。その他に、私もやっていますけれど福祉車両を運転するという方が何人かいます。

委員 福祉車両だけは団体の所有になっていきますけれども、これは利用者さんの用途に応じて使用する、持込車両はセダンですか。

シニアふれあい練馬 持込車両は、全てセダンです。

委員 利用者によって、団体さんが所有している車両を使ったりと分けているのですね。

シニアふれあい練馬 はい。

委員 ちなみに、この運転者さんはこういった方がなられていますか。

シニアふれあい練馬 もともと運転を業務としている方も若干いますし、ほとんどの方は別の業務をして、リタイアして、福祉輸送の講習を受けて、参加してくれた方です。

委員 純粹にボランティアというか、そういったニュアンスでかかわっていらっしゃる方ですか。

シニアふれあい練馬 はい。

委員 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。他はございますか。

シニアふれあい練馬 ちなみに、全部、普通自動車の免許ということでやっていますけれども、中には二種免許を持っている方もいます。そこには書いていませんけれども、必要としているのがセダンの運転なので、その免許を書いています。

委員 一応誤解がないように言っておきますけれども、車両だから一種、二種というわけではないので。お客さんを乗せて事業としてやるのであれば二種。今回、自家用有償旅客運送、非営利ということなので、二種でなくても講習を受ければという話なので、そこだけ少し補足でお伝えします。

シニアふれあい練馬 そこはわかっています。

会長 他にないようであれば、シニアふれあい練馬さんの更新登録に向けての協議は調ったものとしたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

(6) 新規登録協議

会長 次に、6、社会福祉法人埼玉福祉会、こちらは新規登録の協議となります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、社会福祉法人埼玉福祉会の新規登録協議資料について、ご説明をいたします。

本日机上に配付させていただきました事業案内と、事前に送付いたしました資料5の1ページ目の要件確認表に基づいて、ご説明をいたします。

埼玉福祉会の概要としまして、本日お配りした事業案内をごらんください。

埼玉福祉会は埼玉県新座市にある社会福祉法人で、昭和53年に認可をされております。市場経済の競争原理の中で積極的に事業を展開し、利益を生み出すことで身体障害者の雇用を創出していくことを基本理念とされております。文化と福祉の創造をテーマに、図書整理事業・商品事業・出版事業・印刷事業・介護事業と各種事業を展開されています。資料にはありませんけれども、既に新座市における福祉有償運送登録をされておまして、こちらは平成23年9月16日に初期登録をされて、現在も更新登録されているという状況にあります。

続きまして、資料5の1ページ目の要件確認表をご覧ください。1番目、「運送主体」ですが、社会福祉法人埼玉福祉会で、新座市堀ノ内に事務局がございまして。3番目、「旅客から収受する対価」ですが、28ページ目をご覧ください。資料の関係で、28-1、28-2という番号になっておりますけれども、事業所を発車した地点から降車した地点までの

時間制で、初乗り30分まで1,425円、以後30分ごとに1,425円が加算されます。特別区・武三交通圏のタクシー運賃・料金と比較しますと、大体6割程度の料金設定となっております。待機料金は、利用者の都合により車両を待機させた場合に適用されまして、30分あたり300円となっております。裏面はタクシー運賃との比較表ということで作成していただいたものですので、こちらにつきましては後ほどお目通しいただければと思います。

それでは、1ページ目の要件確認表にお戻りください。4番目、「使用車両」になります。使用する車両につきましては、団体の所有車両で、車イス車が3台、内、軽自動車2台という内訳となっております。5番目、「運転者」ですが、普通免許の方が7名で、各運転者につきましては、免許証、講習受講等の確認は事務局の方でさせていただきました。名簿につきましては23ページ目でございますので、後ほどお目通しください。続きまして、7番目、「運送対象」です。今回登録予定の方が1名ということで、この方が要介護認定者となっております。練馬区内にある有料老人ホームに入居されている方で、福祉有償運送のご希望があるというお話でした。8番目、「損害賠償措置」につきましては、車両3台について、対人対物賠償、人身傷害補償について、無制限の自動車保険に加入をされています。最後になりますけれども、29ページ、30ページをお願いいたします。こちらは練馬区の実績ではありませんけれども、新座市における団体の3か年の運送実績等のデータをお示ししております。こちらにつきましては、協議に当たっての参考資料ということで、ご参照いただければと思います。事務局からの説明は以上になります。

会長 説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

委員 以前までは埼玉県の方で活動されていたということですがけれども、練馬区内で新しく始めるのに、何か施設の利用者から要望があったというお話は簡単には聞いておりますけれども、その経緯を教えてくださいませんか。

埼玉福祉会 私が以前勤務していたのが練馬区だったので、そのときにご支援していたお客様から、私どもの会社がトラベルヘルパーという仕事を兼ねているので、外出支援のご要望がありました。今まではタクシーで移動されていたのですが、車イスを利用している方で、タクシーの乗り降りが難しくなってきたので、私どもの方でやっている有償運送を利用したいという要望だったので、練馬区に申請させていただきました。

委員 今は、その方お一人ということで、申請書の様式の中で、対象者に全部がついているのですが、今後会員が増える見込みが具体的にどのくらいあるのか、それとも今後、登録した後に増やしていきたい意向だけでも、まだないとか。

埼玉福祉会 基本的には、外出支援の要望があった方を、運転と介助を込みでやるようなシステムなので、そういう要望があれば、また同じ施設ですることにはあるかもしれませんが、具体的に増やしていこうという感じではないです。

委員 では、もともとやられている外出支援の事業を継続してやっていく中で、タクシーとかではなく、車両の提供の必要が出てくるというお話があれば、それは増やす。

埼玉福祉会 そうですね。積極的にどんどん来てくださいますという感じというわけではなく、知っている利用者様をというところではあります。

委員 では、車両3台というの、埼玉で使われている車両をそのまま利用していくということですか。

埼玉福祉会 そうですね。埼玉では車両の台数も7台と多いのですけれども、3台に限定します。

委員 埼玉の事務所で7台あるのであれば、それを書いていただいても大丈夫なのですから、そういうつもりはなくて、この3台だけですか。

埼玉福祉会 そうですね。この3台しか、その方は乗らないだろうと考えています。

委員 わかりました。

会長 他にありましたら、お願いします。

委員 事務局からの説明で、「タクシー代と比べた対価が6割程度だった」という話がありましたが、規定上は「利用者から収受する対価は、タクシー代の2分の1を目安とする」とあります。埼玉福祉会の対価につき、専門家のご見解はいかがでしょうか。

委員 目安なので、超えたら絶対だめということはまずないのですが、ただ超えた場合に、超えなければいけない理由は何かというところは、確認した方がいいかと思います。他の団体さんも同じようなエリアでやっているのであれば、それはもう協議が調っているという話にもなってくる場所もあるのですけれども、そこら辺も、おっしゃるとおり確認すべきかなと思います。

会長 運送の対価を決めた中身を説明できるようであれば、お願いしたいと思います。

埼玉福祉会 練馬と新座と同じ料金体系でやるという内容にしたようです。

会長 では、今までやっていたところを横引きしたということですか。

埼玉福祉会 そうですね。今までのところと同じような料金体系にしたということです。

会長 事務局で、他の団体のことはわかりますか。大体の相場や、ことと比べてとか、わかりますか。

事務局 今は資料がないです。

会長 6割ということで、甚だ高いというわけではないけれどもというところかと思うのですけれども。

委員 委員になったのは何年か前でも、最初の頃は傍聴したりしていたのですが、この協議会で最初に立ち会ったときから、きっちり2分の1でなければだめというようにこだわってはいませんでした。実際、6割ぐらいの団体さんも確かいたと思いましたがけれども、その辺りは認めてきたといういきさつがあります。

ちなみに、埼玉交通圏のタクシーですと、多分、特別区より運賃水準が少し高いような気がするのです。初乗りとか細かいところは違いますが、同じ距離を走った場合、多分東京のタクシーの方が安いと思うのです。高い水準で計算した有償運送の方を東京に持ってきたら、自然と東京のタクシー運賃と比べたら割高にはなってしまうと思うのです。

あとは、この水準がいいかどうか、甚だしく高いかというのは、この場で協議して考えていただければと思います。

会長 ありがとうございます。今までの経緯も含めてのご説明だと思います。2分の1程度ということと、今お示しいただいた額が6割程度になっているというところで、そこら辺をどう考えるかということ。ただし、申し訳ないのですけれども、他の事業者さんの対価がわからないのですが、社協さんいかがですか。

委員 わかりません。

会長 社協さんは、他と比べると。

委員 安いです。

会長 そうですね。シニアふれあい練馬さんは、今回上げるのですよね。

委員 私たちは、概ね2分の1ということを中心にかなり厳格に捉えて、はみ出さないようにずっとやってきています。

会長 わかりました。まず、既存が埼玉で、埼玉の基準が高いということが一つ。今、主でやっているのが埼玉なので、料金体系もそのまま持ってきたという状況かと思うのですが、その料金体系のところで、利用者から見たらどうですか。

委員 移動代は、かなりの負担です。少し話が脱線するのですが、皆さん決定する権利をお持ちの方が、実際に車イスに乗って移動する感覚がどのようなものだと感じているのかということについていつも疑問に思っていて、例えば、皆さんは普通に歩いている歩道ですけれども、歩道を移動することがいかに労力が必要か、皆さんどう感じているのかなど。

先日ですけれども、急に雨が降ってきて、一般のとても親切な方が、「傘を2本持っているので1本どうぞ」と言ってくださったのです。でも、実際私は車イスをこがなくてはいけないので、傘を利用することはできなかったのでお断りしたのです。健常者にとって、車イスがいかに縁遠い存在であるか再認識いたしました。結局そういうことで、特に雨の日などはタクシーや福祉車両、そういったものに頼らざるを得ません。なので、料金というのは私たちにとって命綱ですね。2分の1という制約があるのだとすれば、なるべくそれに近づけていただきたいというのが本音です。

会長 使う方からみれば、それはそうだなと思いますし、もともとの出発点が、利用者のことを思ってというところが変わらずあると思います。

厳格にではないというところは一つあるのですけれども、今までそれをなるべく守ってきた、それは利用者のためを思って守ってきたということなのだとは理解するところではあります。

埼玉福祉会 質問しても良いですか。ガソリン代は、別にとっていたりとかするのですか。それとも、何キロで幾らとかで取っているのですか。

委員 制度的には、ガソリン代だとかそういう費用を含めた額をここに提示していただくこととなります。

埼玉福祉会 わかりました。

委員 私たちは練馬区内で運営しているわけです。出発地もしくは目的地が練馬区であることということでやっているのですけれども、例えば、そちら様の団体を仮に練馬区民が利用したいときは利用できるのですよね。

埼玉福祉会 はい。

委員 練馬区に住所のある方が練馬区内の病院へ行きたい場合は、この原則に当てはめると使えなくなってしまうのですけれども、それはどのように考えればいいのでしょうか。

委員 今回この協議で申請をして、東京都内で登録を受けることによって、練馬区という区域を新しく団体として持つようになります。要するに、埼玉は埼玉でありつつ、両方の更新を受けていただくことによって、申請書の中にも営業区域の項目があるのですけれども、東京では練馬区の区域を今回の協議を経ることによって得ることになります。

会長 本日の協議が調べば、問題なくという形になるかと。

委員 そうなりますと、他の練馬区で活動されている団体さんと同じように活動できる

ようになりますので、練馬区での対価として考えたときにふさわしいものなのかというのは、今回新規で入るといことなので、しっかりここで議論をした上で合意を形成していくということが必要です。私ども制度側の立場からすると、これに「いいです」「悪いです」とも言いがたいところがあって、こういった部分についてどう考えるかというのを協議会の皆さんで判断していただきたいと考えております。

委員 利用者にとって使いやすいというのが一番大事なことですからね。例えば、練馬区でも新座に近い部分の人は、迎えにきてもらうときに近くてとても便利がいいと思うのですけれども。

埼玉福祉会 そうですね。私どもの施設は、会社から利用してもらおうと思っているお客様のところまで車で15分なので、割と近い方かと思えます。

会長 県境、都境というところを含めると、利用の拡大というか、利用が増える可能性はあるかと思えます。今、少し課題になっているのが、運送の対価という点で、練馬区の状況としてどうかということが課題になっていると思えます。埼玉でやってこられたということと、ガソリン等も含めた形で、初乗り30分までが1,425円にしたということだと思のですが、シニアふれあい練馬さんは20分までが1,500円、30分だと2,000円になるのですよね。だから、これだけ見るとそんなに変わらないように思えます。全部の団体の資料があれば良かったのですけれども、資料を持ってきていないので、他の団体と比べてどうかというのは、直接お示しできないので申し訳ないのですけれども、今手元にある資料で比べると、甚だ高いということにはなっていないように見えるのです。その辺りでご意見があればと思います。手元にあるのがシニアふれあい練馬さんと介護支援事業所縁さんの2つしかないの、そこしか比較しようがないのですけれども、その2つと比べて甚だ高いという感じではなさそうだなというのが、見てとれると思えます。

委員 お出かけハンドブックに載っていませんでしたか。

会長 そうなのですけれども、持っていらっしゃいますか。

副会長 調べてみたのですけれども、一般のタクシーと比較した場合に、タクシーの場合は起終点が練馬区内にあればいいのですよね。

委員 厳密にいうと、営業エリアの起終点がタクシーはもう少し広いので。

副会長 ということは、その運賃体系が、東京から埼玉に行く場合、埼玉から東京に来る場合も、東京都の運賃体系が使われるということになりますよね。

福祉有償運送で違うところは、その考え方は同じなのですけれども、起終点が練馬区内同士の場合があるということなのですよね。そこで、埼玉県と同じような運賃体系が、練馬区に入ってきてしまうということが違うという考えでいいのですよね。

委員 そうです。整理をしないと。

会長 他の団体で、時間制でやっているところと距離制でやっているところがあるので一概には比較できないところがありますけれども、ぱっと見た感じ倍になっているとか、そういうところはなさそうですね。大体時間制でやっているところは、30分まで1,400円というところもありますよね。そんなに逸脱はしていないかと見えますけれども。

委員 利用者の立場で発言します。こういった形で選択肢が増えることは非常にありがたいことです。もちろん利用者としてもお手伝いをお願いしている分、お支払いしたいという気持ちもあります。今回に関しては、すごく差があるというわけではないのですけれ

ども、何か目安をつくっていただいたのであれば、そこから一つ離れると一つの例外をまた呼んでしまうということを、利用者側としては感じます。

会長 規定上は半分程度という形になっているので、それから読み込んでもしんなにはと思いますけれども、今お話があったように、利用者の側面から考えれば、一定の基準はもしかしたら必要というご意見もあるかと思います。

基準づくりについては、なかなか、例えば2分の1以上は絶対認めませんということは、全体的な検討をしていないので、はっきりと出ない。今までやっていたところもだめですよとなる可能性があるので、そこ辺りは申し訳ないですけども、次回までに、全体的な状況を調べさせていただくということで、よろしいでしょうか。

委員 それで結構です。

会長 全体的な料金体系のところは、次回の宿題とさせていただきます。本日は、今の現状を踏まえて、埼玉福祉会さんの新規登録について協議させていただきたいと思います。新規登録についてご意見があれば、料金体系のことがございましたけれども、私から見ると、それほど逸脱はしていないのではないかと思います。

委員 ご縁のあるご利用者さんに相談されてというのが発端だとおっしゃいましたけれども、車イスを利用するようになったという方なのですね。既存の交通機関をお一人で行うのは困難と。あと、区内の福祉有償運送の団体も調べられたのでしょうか。

埼玉福祉会 特に調べていなくて、隣の地域なので参入できるだろうかというところでお話させていただいています。

委員 練馬区も福祉有償運送をやっているし、自治体で用意しているメニューもお調べになった方が、ご利用者さんのお世話をされたいという思いは非常にわかるのですけれども、ここまで手間をかけてやるものどうか、一方であると思うのです。登録・更新も、お金はそれほどかからないと思いますけれども、手間がかかるでしょうから、そういった意味で、タクシーやバスをお一人でご利用できない、練馬区の場合は福祉有償運送の団体もあるので、それも使えないというのであれば登録の必要性が出てくると思うのです。先ほど、ご利用者さんのお声で、選択肢が増えるのは結構なことだというお話もあるのですけれども、この協議会で、そもそも必要とされる方に供給がしっかりとされているかと、そういう判断もしなくてはいけない場でもあると思うのです。そういった意味で、既存の団体さんの検討もされた上で、練馬区に登録するという流れをとっていただけたのかなと思ひまして。

埼玉福祉会 資料自体は見させてもらい、ご相談をさせていただいていたのですが、私たちのサービスで、トラベルヘルパーという仕事がありまして、そこで一括して、運転も介助も全て同じ人がいいという希望もありましたので、こちらの有償運送を申請したいと思ひました。

会長 基本的には、利用者のことを第一に考えて、使用したいという利用者のことを考えてということですね。

埼玉福祉会 そうですね。

会長 そこは理解していただいていると思います。ただ、練馬の状況もわかった上でというご意見だったと思いますので、色々なサービスがありますので、組合せながらご本人にとって良いサービス、質の良いサービスになるといいなというご発言だったかと思ひま

す。

あと、もう一方は、既存のところについてもしっかり確認してというところは必要かと思いますが、せっかく協議会に諮らせていただいていますので、現状のところについても一定程度の報告はありましたけれども、使用者の状況等も含めて確認をしていかなければいけないのかと思っています。サービス自体も、いろんな意味で変わってきていますし、使えるサービスも増えたり、対象者が絞られていたりということも含めて、この制度ができた時とはまた違った状況も出てきておりますので、そういったことも踏まえて今後は対応していかなければいけないかと思っています。

埼玉福祉会さんの新規登録ですが、料金のことがありましたけれども、そんなには逸脱していないだろうということで、反対のご意見がなければ協議が調ったものとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

では、協議は調ったものといたします。ありがとうございました。

(7) その他

会長 次に、次第7「その他」ですが、何かありますか。

副会長 埼玉福祉会さんのことで確認ですけれども、練馬区はちょうど県境にありますよね。県境を越えて営業したい、サービスしたいという業者は、今までいたのですか。

会長 今まで、同じようなケースはあったのですか。

事務局 西東京市の事業所さんを練馬区で登録したケースはございます。

会長 では、今のご質問も踏まえて、次第7「その他」に移らせていただきます。

練馬区における福祉有償運営団体の状況について、事務局より説明していただきます。

事務局 それでは、次第の7番目、「その他」として、練馬区における福祉有償運送団体の状況について、資料6をお願いいたします。

資料6で、練馬区における団体一覧の情報を掲載しております。全部で9団体でございましたが、網掛けの部分、特定非営利活動法人すずらんの会さんが、西東京市の事業者さんですけれども、法人解散ということで、令和元年11月末をもって事業を廃止したとの連絡がありました。その結果、5番目の事業者も西東京の事業者にはなりませんけれども、計8団体となってございます。現在の状況については以上になります。

会長 本日1団体が新しく入りましたので、全体で9団体ということになるかと思いません。では、ご質問等があればお願いいたします。

副会長 今のお話で、福祉有償運送を必要としている方のニーズとこの団体数、サービスの車等の需給関係がどうなのかは知りたいのですよね。足りないとか。

委員 利用者の立場としては、この需要に対して供給がどのくらいあったというのは、はっきりと明文化するのは難しいと思うのです。

例えば、私の場合は身体障害ですけれども、大体の車イス利用者は病気を持っていると思います。当然、病気を持っているということは通院目的が多い。通院に関しては、定期通院とは言いつつも、次の通院がいつになるのか、はっきりわかりませんので、もしかしたら福祉団体の営業の時間外に利用しなければいけないこともありますし、病気を持って

いるということで、急に何か悪化して行きたいといった場合に、空きがあることもありませんけれども、空きがない場合もあります。

逆に、行こうと思っていたけれども、急に病気で行けないということもあるので、はっきりとニーズに対して稼働していないかもしれないですけれども、実はその時間帯は、本当は移動したかったけれども、他の時間帯に行かないといけないとか、そういったことが実際はあると思います。

なので、個人的な印象としては、制度的には、割と行きたいところに予約がしやすいシステムになっていたりしますけれども、急に行きたいと思ったときは埋まっていることもあるので、需要に対して供給がどうかということは、なかなか難しいかとは思っています。

副会長 新規参入があるということは、さっき言われた選択肢が増えるということで、良いこともあるわけですね。

委員 そうですね。うれしい面もあります。ただ、結局、稼働している時間が同じであれば、土曜日に急に通院したりといったときにどこも営業していない、そういった面もありますので、もちろん枠が広がれば広がるだけ、うれしいなと思いますけれども、初めてのところで難しかったりという現状はあるかと思っています。

副会長 ありがとうございます。

会長 今お話があったように、決して利用実態だけではなくて、要望があった部分、利用したかったけれどもという隠れたところが入っていないので、なかなか読みづらいところはあるかと思っていますけれども、資料2は、実態として今このくらいの方々が活用しているということになります。その辺りで、現況でどれだけお示しできるかはあるのですけれども、何とか出せるものについては工夫していきたいと思っています。

委員 利用者としても定期的に利用できない、営業側としては、利用に基づいて当然プランを立てなければいけない、ボランティアでやっていらっしゃるわけではないのは私もわかっているので、バランスを皆さんと考えていかななくてはいけない課題かと思うのです。

会長 そうですね。障害に関しては、今年が基礎調査で、来年が計画策定。高齢に関しては、今年が基礎調査で、来年に計画策定となっておりますので、障害のある方もない方も、高齢の方であっても、どれだけの移動支援が必要か、その辺りの基礎調査も含めて、移動について考えていけたらと思っています。よろしくお願いします。

宿題は残りましたが、本日の議題については、全て終了ということになります。

(8) 次回の開催について

会長 最後に、事務局より次回の開催についてお知らせをお願いします。

事務局 次回の運営協議会は、令和2年3月16日午後3時より開催を予定しております。当日は、2団体の更新登録等の協議を行う予定です。委員の皆様には、開催1か月前ぐらいに通知をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 次回は3月ということで、またお願いしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、これをもちまして、第八期第3回福祉有償運送運営協議会については閉会いたします。本日はご審議いただきありがとうございました。